

地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金（隣保館運営等事業に係る分）の交付が過大

5件 不当金額(支出) 4496万円
(前年度 3件 3526万円)

1 補助金の概要

地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金（隣保館運営等事業に係る分。以下「補助金」という。）は、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域等における生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に資することなどを目的として、市町村が行う隣保館運営等事業に要する給与等の人件費、需用費等の費用について、その一部を国が補助するものである。

2 検査の結果

検査したところ、3県の5市町において、基準額の算出に当たり、隣保館の館長が兼務していることを考慮していなかったり、専任指導職員の配置人数を過大に計上したりしたことなどにより、基準額や対象経費の実支出額を過大に算出していたため、補助金計44,967,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

(単位：千円)

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者	年度	国庫補助金 交 付 額	不当と認める 国庫補助金 交 付 額	摘 要
厚生労働省	福井県	大飯郡おおい町 (事業主体)	17～20	17,237	4,255	基準額を過大に算出していたもの
同	三重県	伊賀市 (事業主体)	17	44,332	4,263	同
同	福岡県	中間市 (事業主体)	19～21	19,607	3,895	同
同	同	宮若市 (事業主体)	19～21	67,088	13,804	対象経費の実支出額を過大に算出していたもの
同	北九州市 (事業主体)	—	17～19	210,140	18,750	基準額を過大に算出していたもの
計				358,404	44,967	